

低所得の子育て世帯生活支援特別給付金について

詳細 [こども支援課](#) ☎(32)6416

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費などの物価高騰などに直面する低所得の子育て世帯に対し、児童1人当たり6万円の特別給付金を支給します(国5万円+道1万円)。

- 対象者**
- 低所得のひとり親世帯で次のいずれかに該当する方①令和4年4月分児童扶養手当受給者②公的年金等受給(障害年金や遺族年金)により、令和4年4月分の児童扶養手当が支給されない③新型コロナウイルス感染症の影響を受け家計が急変し、稼働収入が児童扶養手当対象水準まで下がった
 - 低所得のふたり親世帯で次のいずれかに該当する方④令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当受給者かつ令和4年度住民税均等割が非課税⑤令和4年3月31日時点で18歳未満(障がい児は20歳未満)の子の養育者かつ令和4年度住民税均等割が非課税⑥新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、稼働収入が非課税水準まで下がった
- ※どちらか一方の給付金しか受け取れません
 ※⑤、⑥は令和4年4月以降令和5年2月末までに生まれる新生児も対象です
 ※対象児童の年齢要件は平成16年4月2日(障がい児は平成14年4月2日)から令和5年2月28日生まれです

- 支給日**
- ①、④=支給済み
 - ②、③、⑤、⑥=こども支援課で配布の申請書を受理後随時支給

申し込み・詳細 令和5年2月28日(火)までに直接または郵送(必着)で [こども支援課](#)



▲詳細はこちら

住民税非課税世帯等臨時特別給付金

詳細 [臨時特別給付金受付窓口\(市役所9階\)](#) ☎(32)6266

※一度でもこの給付金を受け取った世帯は支給対象外

- 対象者**
- ①住民税非課税世帯=令和3年度住民税課税世帯であり、令和4年6月1日(基準日)に、本市に住民票があり、同一世帯に属する方全員が令和4年度分の住民税均等割非課税である世帯
 - ②家計急変世帯=令和4年度分の住民税均等割が課されている世帯員全員の住民税均等割が非課税となる水準に相当する額以下の世帯(①に該当しない世帯で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和4年1月以降家計が急変し①と同様の事情にあると認められる世帯)
- ※①②ともに住民税均等割が課されている方の扶養親族などのみで構成される世帯(単身赴任や学生の1人暮らしなど)は対象外

給付額 1世帯当たり10万円 ※世帯主名義の預貯金口座に振り込み

申請方法 ①市から対象世帯へ確認書を発送しています。確認書を郵送で回答することで給付されます。
 ※詳しいご案内は確認書に同封

②9月30日(金)までに総合福祉課(HPでダウンロード可)で配布の申請書に収入見込額の申立書などを添付して直接または郵送で [臨時特別給付金受付窓口\(市役所9階\)](#) ※詳しくは市HPで



▲詳細はこちら

貨物自動車運送事業者 燃料価格高騰対策支援金

詳細 [緊急経済対策給付金室\(工業・雇用振興課\)](#) ☎(32)6445

燃料価格の急激な高騰の影響を受けている貨物自動車運送事業者に対し、事業に使用する貨物自動車の台数に応じ、支援金を交付します。

対象者 市内に営業所を有する法人または個人事業者で、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業または貨物軽自動車運送事業を営む事業者

- 支援内容**
- 最大積載量3トン以上または車両総重量5トン以上=1台当たり4万5,000円
 - それ以外の車両=1台当たり2万円 ※1事業者当たり上限200万円

申請方法 11月30日(水)までに申請書兼誓約書、貨物自動車運送事業許可証の写し、車検証の写し、本人確認書類(個人のみ)を原則郵送(消印有効)で [緊急経済対策給付金室\(工業・雇用振興課\)](#)



▲詳細はこちら